

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

環境省25-44

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	200,713	374,090	512,441	346,997
		補正予算(b)			80,407	
		繰越し等(c)	▲ 126,182	▲ 92,195	▲ 114,804	
		合計(a+b+c)	74,530	281,895	478,044	
執行額(百万円)	74,443	180,392	464,476			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2013 原子力災害からの福島復興の加速に向けて(2013年12月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。 また、平成26年3月末には、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了している。</p>	<p>目標</p> <p>各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるところ</p> <p>当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)</p>	達成																	
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。 市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところ。</p>	<p>目標</p> <p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下</p>	達成																	
	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>表1参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく線量の低減率(%)</th> <th>うち、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うち、除染による2年間の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約50</td> <td></td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約67</td> <td rowspan="3">約40</td> <td>約27</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約62</td> <td>約22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)	目標	約50		約10	除染特別地域	約67	約40	約27	重点調査地域	約62	約22	合計	約64	約24	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p> <p>平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態</p>
	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)																		
目標	約50		約10																		
除染特別地域	約67	約40	約27																		
重点調査地域	約62		約22																		
合計	約64		約24																		

	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	表2参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>追加被ばく(検査の低減率(%))</th> <th>うち、物理的減衰等による低減率(%)</th> <th>うち、除染による(期間)の低減率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>約60</td> <td></td> <td>約20</td> </tr> <tr> <td>除染特別地域</td> <td>約66</td> <td rowspan="2">約40</td> <td>約26</td> </tr> <tr> <td>重点調査地域</td> <td>約64</td> <td>約24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約65</td> <td></td> <td>約25</td> </tr> </tbody> </table>		追加被ばく(検査の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による(期間)の低減率(%)	目標	約60		約20	除染特別地域	約66	約40	約26	重点調査地域	約64	約24	合計	約65		約25	<p>目標</p> <p>平成25年8月末まで</p> <p>達成</p> <p>成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態</p>	○
				追加被ばく(検査の低減率(%))	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による(期間)の低減率(%)																		
目標	約60		約20																					
除染特別地域	約66	約40	約26																					
重点調査地域	約64		約24																					
合計	約65		約25																					
	中間貯蔵施設の供用開始		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <p>目標</p> <p>平成27年</p> <p>達成</p> <p>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p> <p>供用開始</p>	—																				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標: 一部○)	<p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、10市町村で除染実施計画を策定し、平成25年12月に見直した計画に基づき、除染作業を実施している。このうち、田村市、檜葉町、川内村及び大熊町については、除染実施計画に基づく面的除染が終了した(平成26年6月現在)。また、市町村が中心となって除染を実施する区域についても計画策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され、作業が進められているところであり、福島県外の58市町村については、約7割の市町村において除染の措置が完了(16市町村)又は概ね完了(26市町村)している(平成26年6月現在)。さらに、平成24年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、同年4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築しており、引き続き、体制の充実を図っている。</p> <p>○除染が行われた地域について、基本方針で定めた平成25年8月末までの除染の目標に関しては、平成25年12月に評価を実施し、目標を満たすレベルであることが確認された。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。具体的には、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、施設の詳細設計に係る検討等を行い、平成25年12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。また、施設への除去土壌等の輸送に係る検討も進めているところ。</p>
	施策の分析		<p>○除染作業の実施にあたっては、除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。</p> <p>○平成25年9月に除染特別地域および汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況の総点検を実施し、国直轄除染については、一律に2年間で除染し、仮置き場への搬入を目指すとする従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進することとした。同年12月に、南相馬市、飯館村、川俣町、葛尾村、浪江町および富岡町について、特別地域内除染実施計画を改定した。改定した計画では、住民の方々が帰還する上で重要となる宅地やその近隣のほか、上下水道や主要道路などのインフラを優先的に除染することとし、作業を進めているところ。</p> <p>○中間貯蔵施設については、平成24年11月の県の調査受入れ表明後、平成25年1月から調査のための住民説明会を行い、4月からポーリング調査などの現地調査を行うことができた。あわせて、有識者からなる検討会を設置し、中間貯蔵施設に係る安全対策や環境保全対策の検討を進めた。それらの結果を踏まえ、12月に福島県及び施設候補地の自治体に中間貯蔵施設の案を提示し、受入れの要請を行った。その後、県から施設候補地を3町を2町に集約するなどの申入れを受け、慎重に検討した結果、2町に集約するなどの回答を行った。受入れにあたっては、地元の理解を得られるよう、丁寧な説明を行っていく必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性		引き続き、除染・中間貯蔵施設の整備に向けて政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに議事及び資料を掲載して公表しているところ。今回特に参考としたのは平成25年12月開催の第10回環境回復検討会での提出資料『基本方針の目標に係る評価について(案)』。 http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/mat04.pdf
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	森下 哲 永島 徹也	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------------	--------------------	---------------	----------	---------

10-2(表1) 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2(表2) 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典:第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」